

東金市文化財保存活用地域計画（案）に係るパブリックコメント実施結果

本市では、令和7年7月7日から8月5日までの期間、「東金市文化財保存活用地域計画（案）」についてのパブリックコメントを実施しました。

いただきました御意見及びそれに対する本市の考え方を、以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

※提出された御意見につきましては、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

1. パブリックコメントの実施結果

（1）意見の提出者数 1名

意見数 27件

2. 意見の区分と対応内容

対応区分	対応内容	件数
A	意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの	19
B	意見の趣旨等が素案に盛り込まれていると考えるもの	3
C	素案どおりとし、今後の施策の参考にするもの	5

No.	区分	意見内容	意見に対する本市の考え方
1	B	（11 ページ） 人口の記載について ポイントではなく％にそろえることはできないか。	ポイントの表記について、平成7年度と令和2年度で、比較の分母である人口が異なります。そのため、％で表示された値同士の差をとったポイント（％ポイントの略）で記載しています。
2	A	（13・27 ページ） 千葉東金道路（有料道路）、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、城西国際大学（JIU）と（ ）の文言を加えてほしい。	首都圏中央連絡自動車道（圏央道）城西国際大学（JIU）について、略称を記載します。 千葉東金道路（有料道路）については、27 ページに記載がありますが、一般的な呼称が複数見受けられるため、千葉東金道路で記載を統一します。
3	B	（12 ページ） 図 2-4 市域変遷図に、公平村・源	図の公平村・大和村・福岡村・源村の部分に※を記載し、図の下部の具体的

		村・福岡村に、一部分村の記載を加えてほしい	に分村した地域と対応するようにしました。
4	A	(12・14・17・18 ページ) 図表のキャプションから「」を削除してほしい	記載を修正します。
5	A	(15 ページ) (1) 地勢 大地に入り込むを、大地に樹支状に修正してほしい。	地形用語として「樹枝状」が正式な記載となることから、「大地に樹枝状に入り込む」へ記載を修正しました。
6	A	(17 ページ) (4) 生息・生育する生物 トウキョウサンショウウオを加えてほしい	他計画にも記載があることから、追記しました。
7	C	(20 ページ) <奈良・平安時代> 画像の息福に振り仮名を付ける	「息福」の仮名について、単語検索で合致するものではありません。そのため、仮名を振るための根拠が乏しく、他の墨書土器と同様に仮名の記載はしておりません。
8	A	(25 ページ) <明治時代> 源村の部分で国内外から視察があったことを記載して欲しい。	国内外からの視察があったことを記載しました。
9	A	(25・26 ページ) <大正時代> 東金町鳥瞰図の製作年代を昭和 2 (1927) 年に修正	誤記のため、記載を修正します。
10	A	(26 ページ) <昭和時代> 東金に防空監視隊本部が設置され、東金をはじめとして郡内に 11 か所の監視哨が設置されたことを記載してほしい。	防空監視隊本部が設置されたことを追記しました。
11	A	(26 ページ) <昭和時代> 空襲があったことを記載して欲しい。	東金（豊成）飛行場に空襲があったことを追記しました。

12	A	(28 ページ) ＜平成・令和時代＞ オリーブの産地化を目指しており 特産品として加えてほしい。	産地化を目指しているオリーブと文章 中に追記しました。
13	C	(32 ページ) 表 3-3 東金市の未指定文化財の概 要の数の根拠は。具体的な名称は 掲載しないのか。	未指定文化財は、市史で使用された 古文書や、東金市デジタル歴史館の開 設にあたる調査や近年の個別文化財調 査に伴って発見された資料を掲載して おり、主に旧家や区が所有する文書な どがあります。(点数はまとめて1点 として記載) 今後、調査を実施していくにあた り、把握される文化財もあると考えて おりますので、現時点で記載していな いものも、保護の対象としないことを 示すものではありません。 文化財類型ごとの具体的な名称は、 別途計画中に掲載予定です。
14	A	(33 ページ) (1) 有形文化財(建造物) 公平水路橋だけではなく、円筒分 水工の記載を加えてほしい。	追記しました。
15	B	(34 ページ) (2) 有形文化財(美術工芸品) ①絵画 道庭の裁許絵図を記載してほし い。	同一の個人が所有し、市指定の「道庭 置上堰に関する貞享四年裁許書並びに 絵図」を⑤古文書の部分で記載してい ます。
16	A	(34 ページ) (2) 有形文化財(美術工芸品) ②彫刻 製作年代を記載してほしい。	調査で具体的な製作年が判明している ことから、追記します。
17	A	(38 ページ) (4) 記念物 ①遺跡(史跡) 跡地が戦後に再開墾され、土農田	東金(豊成)飛行場が戦後に破却され たのちに、跡地が農地として再開墾さ れたことを追記しました。

		地区になった旨を記載してほしい。	
18	A	(38 ページ) (4) 記念物 ①遺跡(史跡) 写真 3-15 豊成飛行場跡に建つ 「平和を呼ぶふるさとの碑」を格納庫の一部の写真に変更して欲しい	修正しました。
19	A	(43 ページ) 表 4-3 「実施されていますが」を「実施されましたが」に修正してほしい。	市史編纂等に伴って市が実施しているものについて記載を「実施していますが」に修正しました。
20	A	(43 ページ) 表 4-3 遺跡(史跡)の部分で旧宅は未調査のため、その旨を記載してほしい。	旧宅について未調査であることを記載しました。
21	A	(52 ページ) 関寛斎の記載について医者ではなく、蘭方医に修正してほしい。	記載を修正しました。
22	A	(53 ページ) 丸木舟が発見されていることを記載してほしい	追記しました。
23	A	(59・62 ページ) PR や SNS は全角で記載してほしい。	全角へ修正しました。
24	A	(61 ページ) (1)「文化財を保存する」における方針 文化財の価値づけという表現は、文化財を金銭的に価値付けと思われる問題がある。	本計画の文化財の価値付けという表現は、金銭的な価値ではなく、文化財の歴史的・芸術的な価値を専門家の調査等を踏まえて把握し、保存へ繋げていくことを意図しています。 意見を受けまして、課題・方針・取組の部分で、歴史的・芸術的な価値付

			けと記載し、補足します。
25	C	(61 ページ) (1)「文化財を保存する」における方針 代替施設は意味不明。	旧財団法人山武郡市文化財センターの施設を文化財の保管庫として使用しているところですが、老朽化に伴い廃校等を含めた既存の施設を使用し、修繕を行って、新たな保管施設として使用することを想定し記載したものです。
26	C	(62 ページ) (2)「文化財を活用する」における方針 具体的にどのようなコーナーを実施するのか文章から読み取れない	実施内容は現時点では具体的ではありませんが、従来の公演に併せて、観客を呼び込むような企画の実施を、参加団体と協議していきます。
27	C	(62 ページ) 民間の助成事業について記載しているが、抽象的で分からない。他力本願ではないか。	指定・登録文化財への民間の助成事業の活用は、文化財の類型や用途から、可能な補助・助成制度を所有者等の関係者に提案し、申請の支援を通して制度の活用を促すものです。 指定・登録文化財の関係者と情報の共有を実施し、相談しやすい環境を整えることが重要であると考えています。